

【補助開始申立用】 ※保佐開始の場合には、以下の1～9の範囲についての同意権・取消権が自動的に付与されるので、この目録は不要です。

同意行為目録

- ・本人が同意している必要な行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）にチェックしてください（必要最小限のものに限られます。民法17条1項の規定により、1～9号すべてを選択することはできません。）
- ・内容については、本人の同意と必要性を確認の上で、最終的に裁判所が決めます。

1 元本の領収又は利用（民法13条1項1号）

- (1) 預貯金の払戻し
- (2) 金銭の利息付貸付け
- (3)

【元本の領収または利用】(包括的に定める必要がある場合には、この項目だけを選択のこと。)

2 借財又は保証（同2号）

- (1) 金銭消費貸借契約の締結（貸付けについては、1又は3にも当たる。）
- (2) 債務保証契約の締結
- (3)

【借財又は保証】(包括的に定める必要がある場合には、この項目だけを選択のこと。)

3 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為（同3号）

- (1) 本人所有の土地又は建物の売却
- (2) 本人所有の土地又は建物についての抵当権の設定
- (3) 贈与又は寄附行為
- (4) 商品取引又は証券取引
- (5) 通信販売（インターネット取引を含む。）及び訪問販売による契約の締結
- (6) クレジット契約の締結
- (7) 金銭の無利息貸付け
- (8)

【不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為】

(包括的に定める必要がある場合には、この項目だけを選択のこと。)

4 訴訟行為（同4号）

(相手方の提起した訴え又は上訴に対して応訴するには同意を要しない。)

5 贈与、和解又は仲裁合意（同5号）

6 相続の承認若しくは放棄又は遺産分割（同6号）

7 贈与の申込みの拒絶、遺贈の放棄、負担付贈与の申込みの承諾又は負担付遺贈の承認（同7号）

8 新築、改築、増築又は大修繕（同8号）

9 民法602条に定める期間を超える賃貸借（同9号）